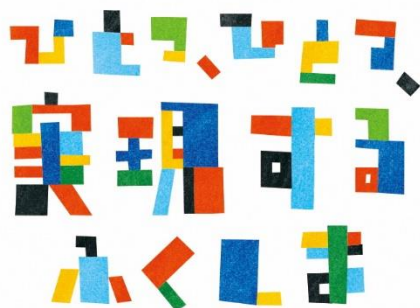


令和 2 年度
福島県国土強靱化地域計画
進捗状況報告書



令和 4 年 3 月
福 島 県

1 計画の概要

「福島県国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「福島県総合計画ふくしま新生プラン」や「福島県復興計画」、「福島県地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかな県土づくり」という観点において各種計画等の指針となるべきものとして策定したものである。

なお、本計画が対象とする期間は、平成30（2018）年度を初年度とし、「福島県総合計画ふくしま新生プラン」の目標年度である令和2（2020）年度までの3年間とした。

また、本計画では4つの「基本目標」を設定し、この基本目標を達成するために「事前に備えるべき目標」として8項目設定した。

<基本目標>

- I いかなる大規模自然災害が発生しようとも人命の保護が最大限図られること
- II 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

<事前に備えるべき目標>

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2 調査の目的

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本県を取り巻く社会経済情勢の変化や本県における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うこととしている。

そのため、8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本県の地域特性を踏まえ設定した、31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の進捗状況調査を行った。

<起きてはならない最悪の事態>

- 1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
- 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
- 1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
- 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
- 2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
- 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等
- 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
- 3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
- 5-2 食料等の安定供給の停滞
- 6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

- 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
- 6-3 陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態
- 6-4 異常湧水等による用水の供給途絶
- 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-2 有害物質の大規模拡散・流出
- 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
- 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
- 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響
- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 分野別の進捗状況調査結果

進捗状況調査の結果概要（令和3年3月末現在）については、5ページ以降に示したとおりである。

4 進捗状況調査結果等を踏まえた今後の方向性

令和2年度においても、建築物の耐震化・長寿命化、津波・高潮対策、道路防災対策、治水対策、海岸保全対策及び土砂災害対策などのハード対策や、様々な訓練や防災教育の実施、各種行動計画やハザードマップの充実化などを始めとしたソフト対策の両面から防災力の向上に取り組んだことで、新たに防災緑地・海岸防災林の整備や高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備、鉄道施設の復旧・基盤強化などの指標は、目標を達成するなど、本計画の進捗が見られた。

計画期間である平成30年度から令和2年度の間には、令和元年10月に発生した東日本台風等では、河川の氾濫や土砂災害によって本県に甚大な被害をもたらすとともに、河川から溢れた水が自宅に流入して逃げ遅れた方や自力に逃げることができなかった方、屋外を車で移動中に被災された方など、32名の方が災害を直接の要因として亡くなった。

また、令和3年2月には福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生するなど、頻発化・激甚化している自然災害に対するリスクの軽減を促し、自然災害が発生しても耐えうる県土の形成は急務となっている。

さらには、このような度重なる災害の影響だけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延など本県において様々なリスクが生じ、計画の遅延が見られた指標があるものの、28の指標において目標を達成し、15の指標において概ね目標を達成するなど強靱化施策の推進を図ってきた。

今後は、これまでの取組に加え、河川堤防かさ上げや補強、改良復旧事業などの防災・減災対策を福島県緊急水対策プロジェクトとして集中的に推進するとともに、県民に災害の恐ろしさや避難の必要性などを伝えるための情報発信を強化し、県民の防災意識の向上を図るなど、外部有識者の意見を踏まえ、市町村や関係機関、民間事業者等と連携・協力しながら、さらなる強くしなやかな県土づくりの推進に取り組んでいく。

なお、避難指示区域内については、避難指示区域等の見直し時期等との調整を図るとともに、住民の帰還状況に合わせた個別支援を進めていきたい。

5 地域特性

本県は、阿武隈高地と奥羽山脈が県内をそれぞれ南北に走り、浜通り、中通り、及び会津地方の3つに区分されている。

浜通り地方は、阿武隈高地と太平洋に面した地域で、阿武隈高地を除けば、冬は降雪が少なく、県内でも温暖な地域である。

平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害は県全体に影響が及んでいるが、特に浜通りでは地震に加え、津波被害が大きく、海岸保全施設や海岸防災林等が損壊し、さらに、原子力災害に係る避難指示等による地域コミュニティの崩壊などの課題が山積し、復旧・復興が急がれる。

このような状況の中、沿岸部では海岸保全施設や防災緑地・海岸防災林の整備のほか、ふくしま復興再生道路の整備、災害用ロボット等の開発・研究を行うロボットテストフィールドの一部開所やふたば医療センター附属病院の開院などハード面の施設整備が着実に進んでおり、また、避難地域12市町村における消防団再編支援など地域防災の体制づくりが図られるよう支援を行っている。一方、福島第一原子力発電所事故への対応では、事業者が行う廃炉に向けた取組を監視しているほか、新たな原子力災害が発生した場合に備え、広域避難体制やモニタリング体制の充実・強化を図るとともに、放射線等に関する正確な情報発信を行っている。

中通り地方は、一級河川である阿武隈川が北流し、川沿いの平地を中心として、東を阿武隈高地、西を奥羽山脈に挟まれ、大小の盆地が位置する地域である。

阿武隈川は、これまで台風などの影響により支流を含め河川が氾濫し、大きな被害をもたらし、このほか、東日本大震災では多くの農業用ため池で決壊等による甚

大な被害が発生した。

本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の5活火山があるほか、那須岳にも隣接している。そのうち、吾妻山、安達太良山、磐梯山及び那須岳については、突発的に噴火が発生するおそれのある火山であるため、気象庁及び仙台管区気象台の火山監視・情報センターが火山活動の観測・監視を24時間体制で行う常時観測火山となっており、噴火警戒レベルが運用されている。吾妻山では、火山活動の活発化により、噴火警戒レベルが「1」から「2」に引き上げられる事態が繰り返し発生している。

会津地方は、奥羽山脈と越後山脈の間に位置し、寒暖の差が大きく、降雪量の多い地域であり、山間部を中心に豪雪地帯となっている。また、平成23年7月新潟・福島豪雨では、各地で堤防の決壊や河川の氾濫による住家の浸水・農地の冠水、河川の異常出水による落橋に加え、会津地方と新潟県を結ぶJR只見線の橋梁等に被害を受け、一部区間が不通となっている。

道路の防雪施設の整備として、急勾配の峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などを実施し、冬期交通における安全性の向上を図っているほか、除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の策定や除雪事業計画の見直しを実施し、適宜道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。

また、JR只見線については、令和4年秋頃の全線運転再開を目指し、復旧工事が進められている。

以上、本県は広い県土を有し、浜通り・中通り・会津地方で異なる課題も抱えていることから、それぞれの地域特性を踏まえ、県、市町村、地域住民が一体となって「強くしなやかな県土づくり」に取り組んでいく必要がある。

6 強靱化施策、推進方針の現状

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、取り組むべき強靱化施策の推進方針の現状を示す。

なお、指標の達成度については、以下のとおりとする。

○数値指標の達成度（評価）

<達成度>	<達成状況>
A（目標値に対し100%以上）	目標を達成
B（90%以上100%未満）	概ね目標を達成
C（80%以上90%未満）	目標は達成できなかったが、 適切に施策を実施
D（80%未満）	様々な要因により、目標を 達成できず
—（参考指標）	—

＜起きてはならない最悪の事態＞

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

＜推進方針＞

- ①住宅・建築物の耐震化等
- ②県有施設（庁舎等）の耐震化等
- ③教育施設の耐震化等
- ④病院施設・社会福祉施設の耐震化等
- ⑤都市公園施設の減災対策等
- ⑥空港施設の整備等
- ⑦港湾施設の整備等
- ⑧漁港施設の整備等
- ⑨橋梁施設の耐震対策等
- ⑩無電柱化の推進
- ⑪交通安全施設の維持管理
- ⑫空き家対策の推進
- ⑬消防広域応援体制の強化
- ⑭消防団の充実・強化
- ⑮避難地域等における消防体制の再構築

＜数値指標＞

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
住宅の耐震化率	81.6% (H25年度)	87.1% (H30年度)	95.0%	B
特定建築物の耐震化率	80.9% (H28年度)	85.8%	95.0%	C
県有建築物の耐震化率	97.5% (H28年度)	99.7%	98.0%	A
県立学校施設の耐震化率	99.4% (H29年度)	100%	100%	A
緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数	253 橋 (H28年度)	254 橋	255 橋	B
長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数	472 橋 (H28年度)	745 橋	760 橋	B

無電柱化された道路の延長	103.5km (H28年度)	110.8km	120.0km	B
消防団員条例数に対する充足の割合	92.5% (H28年度)	86.4%	95.4%	B

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 「福島県耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物の目標耐震化率を定め、耐震化を推進し、市町村が行う木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業に対し補助を行ってきたが、目標達成に至らなかったため、今後、耐震化率向上を図っていく必要がある。また、福島県耐震改修促進計画の次期計画（令和3年から令和12年）においては、住宅と耐震診断義務付け建築物（法により耐震診断が義務づけられた不特定多数者が利用する大規模建築物、災害時の避難所等となる防災拠点建築物及び避難路沿道建築物）について、令和12年までの目標を定め、住宅・建築物の耐震化等の向上に向け、計画的に推進していく。さらに、事業者が行う耐震診断・改修へ補助金を交付する市町への補助金交付も継続し、耐震化に向けた補助事業等のPRや耐震化の啓発を行いながら、耐震診断・改修を促進していく。【土木部】
- ② 県有建築物のうち、大規模地震等の災害時に応急対策活動の拠点となる施設や不特定多数の者が使用する一定規模以上の建築物について、福島県県有建築物の耐震改修計画に基づき耐震化を図り、必要な耐震性能を確保した。引き続き、長寿命化工事など安全性の確保に必要な改修工事を進めていく。【総務部】
「福島県県有建築物の耐震改修計画」については、計画目標を達成し、令和2年度末で計画期間を終了した。今後は計画対象建築物の耐震化率が100%になるまで、個別に進捗管理していく。【土木部】
- ③ 県立学校施設の耐震化については、避難指示区域等にある学校を除いて全て完了した。今後は、県立学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設の改修等を計画的に進めていく。【教育庁】
- ④ 病院施設を対象とした耐震改修状況調査の結果、耐震性のない医療機関や耐震化診断を実施していない病院があるため、引き続き、病院の耐震改修の更なる促進について周知し、必要に応じて、病院施設に対して、耐震診断や耐震改修の補助金等の案内を行う。保護施設に関しては、一部耐震診断未診断の施設があることが確認されたため、状況について引き続き確認していくとともに、改修要望のある施設については、国及び県において予算の確保に向けて調整を行い、耐震化を推進していく。高齢者福祉施設については、未耐震化の現状把握に努め、必要に応じて耐震化改修に伴う経費支援を行うことで整備を図っていく。障がい者福

社施設については、耐震改修状況調査を実施した結果、一部耐震化診断を実施していない施設があった。耐震化に対応した補助金（施設整備費補助金）については周知を行っており、今後も継続して行う。【保健福祉部】

- ⑤ 福島県公園施設長寿命化計画に基づき都市公園施設の更新等を取り組んできたが、公園施設の老朽化に対して予算が不足する状況にあるため、適切に予算を確保し、減災対策の促進を図っていく。また、令和2年度より着手した公園施設点検に基づいた福島県公園施設長寿命化計画の見直し作業を進める。【土木部】
- ⑥ 空港施設については、計画どおり、空港地下道の耐震化において、航空機運航に影響する区域（滑走路・誘導路）の対策が完了した。引き続き、空港施設の維持管理・更新を計画的に実施し、空港機能の保持を図っていく。【土木部】
- ⑦ 港湾施設については、県内の各港湾施設の長寿命化計画の策定を進め対策を実施している。引き続き、定期点検を実施し、適切な時期に予防保全対策を行うことで、維持管理に係るトータルコストの縮減を図っていく。【土木部】
- ⑧ 漁港施設については、県内の各漁港施設の機能診断を実施し、耐震耐津波対策を進めている。引き続き、各漁港の優先順位を見定め計画的に耐震耐津波対策整備を実施していく。【土木部】
- ⑨ 橋梁施設については、計画どおり、避難対策や物流輸送に必要な防災拠点、市町村役場等を結ぶ道路である緊急輸送路において、橋梁の耐震対策に取り組んでいるところであり、今後は一次緊急輸送路において、大規模地震時に速やかな機能回復が可能な性能（耐震性能2）の対策を重点的に進めていく。また、5年に一度の定期点検を実施し、早期措置段階（判定区分Ⅲ）の箇所について修繕を行うことにより、橋梁の長寿命化に取り組んでおり、今後は国の補助事業を活用しながら修繕の加速化を図っていくとともに、新技術などを活用しながらメンテナンスサイクルの効率化や費用縮減を図っていく。【土木部】
- ⑩ 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路における無電柱化を推進した。引き続き、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上を図る。【土木部】
- ⑪ 交通安全施設の保守点検（委託）により不具合を早期に把握し、早急な対応が必要な設備を優先的に更新するとともに、交通環境の変化等により必要性が低下した信号機の撤去を行い、真に必要な箇所への整備を推進している。また、更新基準を超過した信号制御機が多数存在することから計画的に更新するとともに、必要性が低下した信号機の撤去を引き続き推進し、適正なストック数の管理に努める。さらに、令和元年東日本台風を教訓に被災が予想される信号制御機については、制御機の設置位置を高くするなどの対策を継続して推進する。【警察本部】

- ⑫ 空き家対策については、空き家等対策連絡調整会議の開催や空き家活用に係る補助事業により、実施主体である市町村を支援している。引き続き、市町村支援を推進していく。【土木部】
- ⑬ 避難指示区域内における大規模火災の発生に際し、県内消防本部、緊急消防援助隊等が迅速的確に対応することを目的とした「避難指示区域内における大規模火災対応訓練」を実施した。令和元年度から「福島ロボットテストフィールド」を活用した消防訓練を実施している。特に令和2年度は県内全12消防本部が参加した福島県総合防災訓練を実施し、消防本部の消防力強化を図った。今後は消防団員、消防職員を対象にドローン操作講習・訓練を同施設で実施し、災害時のドローン活用能力向上を図っていく。【危機管理部】
- ⑭ 消防団員を地域全体で応援するため、消防団員等にサービス等の提供を行う「ふくしま消防団サポート企業」の登録及び広報を行うとともに、高校生を中心とする若者の消防団への理解を深め、将来の消防団を担う人材を確保するため、消防防災出前講座を実施した。さらに、多様な消防団員の維持・確保を目的に消防団員確保対策研修会を実施するとともに、消防団員の条例定数充足率の低い市町村に対し、消防団確保対策の検討会を実施した。また、消防団員の災害対応能力の向上を図るため、ドローン操作講習会を実施した。消防団員は全国的に減少傾向にあり、地域の実情に応じた消防団員の確保に向けた取組を行う必要がある。また、災害が多様化・大規模化する中で、地域防災力の中核的存在として消防団の果たす役割はますます大きくなっており、訓練等の実施を通じて災害対応能力の向上を図る必要がある。今後も、市町村に対し、女性、OB団員等の活用や消防団協力事業所表示制度などの新たな制度の導入促進を図っていくとともに、現在の事業を継続していき、地域防災力の維持・強化を図る。【危機管理部】
- ⑮ 避難地域消防団再編支援会議を開催し、避難地域12市町村における消防団等の現状・課題の情報共有や地域消防体制の再構築に向けた支援策の検討を行うとともに、消防団再編等プロジェクトチームを開催し、市町村の個別課題の解決に向けた検討を行った。また、企業内自衛消防組織における消防活動用資機材の整備に係る補助を行うとともに、避難指示区域内における緊急時の早期対応のため、双葉消防本部が実施する警戒パトロール経費に係る補助を行った。避難地域12市町村毎に住民の帰還状況や個別事情が異なるため、市町村の実情に応じた消防体制の再構築を行う必要がある。今後も引き続き、県が主導的立場に立って、避難地域12市町村の消防力の確保が図られるよう、支援を継続していく。【危機管理部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

＜推進方針＞

- ①海岸保全施設の整備等
- ②防災緑地・海岸防災林の整備
- ③港湾施設の整備等（再掲）
- ④漁港施設の整備等（再掲）
- ⑤防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化
- ⑥河川管理施設の整備等
- ⑦津波被災地域における住居の防災集団移転の促進
- ⑧津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援

＜数値指標＞

指標名	策定時	現状値 (R3.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
海岸保全施設の整備率 【水管理国土保 全局】（東日本大震災の災害復旧工事の復旧率）	58.5% (H28 年度)	97.5%	100%	B
海岸保全施設の整備率 【港湾局】 （東日本大震災の災害復旧工事の復旧率）	98.1% (H28 年度)	100%	100%	A
海岸保全施設の整備率 【水産庁】 （東日本大震災の災害復旧工事の復旧率）	52.3% (H28 年度)	100%	100%	A
海岸保全施設の整備率【農林水産部】 （保全区域延長に対する整備済み延長）	41.1% (H28 年度)	72.0%	84.0%	C
防災緑地の完成箇所数	1 箇所 (H28 年度)	10 箇所	10 箇所	A
海岸防災林整備延長	5,190m (H28 年度)	19,800m	16,800m	A
河川堤防整備率	61.8% (H28 年度)	62.8%	62.8%	A

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 海岸災害復旧事業については、令和元年度までに16地区全地区が完了した。帰還困難区域に位置する3地区については、今後の町の復旧方針に応じて、工事着手等に向けてスケジュール調整を行っていく。海岸保全施設整備事業については、2地区が実施中であり、無堤区間等の解消を進めている。今後は海岸整備完

了に向け、工事発注の時期及び内容について検討し、早期完了を目指す。【農林水産部】

津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、計画どおり東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備や、無堤区間の解消を進め、目標年度までに整備を完了した。今後は、適切な維持管理を行っていく。【土木部】

- ②（海岸防災林）防災林造成事業（林野庁国庫補助事業）により、8地区で事業を進め、令和2年度末で1地区が完了となった。今後は被災12市町村を含む残り7地区について、関係機関と協議を行いながら令和5年度完了に向けて引き続き整備を進めていく。【農林水産部】

（防災緑地）津波に対する「多重防御」対策の一つとして、津波被害を軽減する機能を有する防災緑地全10箇所を計画通り整備した。今後は、防災緑地の機能を発揮するため、福島県防災緑地維持管理計画に基づき、長期にわたる樹木の育成管理を進めていく。【土木部】

- ⑤ 中之作港において計画どおり3箇所の陸閘を整備した。今後は施設の長寿命化に向けて計画的な維持管理を行っていく。【土木部】
- ⑥ 台風や集中豪雨などの治水対策として、計画どおり河川改修等に取り組んでいる。今後は、令和元年東日本台風等を踏まえ、頻発化・激甚化する水災害への対応として、引き続き整備を推進していく。【土木部】
- ⑦ 市町村が実施している防災集団移転促進事業の移転先について、計画どおり全47地区で造成工事が完了した。今後も事業実施市町村に対し、国と連携し、技術的な支援等を継続して行う。【土木部】
- ⑧ 沿岸市町の津波避難体制の整備を支援するため、沿岸市町における津波避難計画の検討資料となる「地震津波被害想定」について、令和元年度に検討委員会を設置し、令和2年度は調査に着手した。調査終了後は、調査結果を沿岸市町へ広く周知するとともに、津波避難訓練を実施し、市町の避難計画にフィードバックするなど、津波避難計画作成の支援を行っていく。【危機管理部】
- 県による津波浸水想定を平成30年度末に公表した。また、沿岸市町における津波ハザードマップの作成に関する支援に取り組んだ。引き続き、市町のハザードマップ作成の支援を行っていく。【土木部】

<起きてはならない最悪の事態>

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

<推進方針>

- ①河川管理施設の整備等（再掲）
- ②ダム管理設備の機能確保

- ③湛水防除施設の整備等
- ④洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援
- ⑤水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

<現状と課題、今後の方向性>

- ② 放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等の経年劣化が進んでいることから計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。【土木部】
- ③ 地盤沈下や土地利用形態の変化から自然排水が困難となった区域について、排水ポンプの増設や排水機場の新設工事を行い、計画期間内において3地区が完了し、供用開始している。近年、豪雨災害が頻発化しており、流域治水としての役割を担う排水機場の整備要望の高まりが想定されるため、引き続き適正な管理に努めていく。【農林水産部】
- ④ 令和元年東日本台風等の過去の災害を踏まえた災害対策基本法の改正により、市町村が発令する避難情報が変更されたため、避難情報の変更内容等について、迅速な周知・啓発が必要であり、国の「避難情報に関するガイドライン」等を基に、市町村における新しい避難情報に対応した発令基準の策定を一層支援していく。【危機管理部】

県による洪水浸水想定の実施しており、作成が完了したのから順次公表をしている。また、水害リスク情報の提供により、市町村における避難勧告等の発令基準策定や洪水ハザードマップの作成に関する支援に取り組んでいる。引き続き、市町村と連携しながら減災対策の充実に取り組んでいく。【土木部】
- ⑤ 県関係部局間の連携や市町村との連携を強化し、あらゆる機会を活用し、施設管理者に対して必要性を説明している。引き続き、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進し、防災意識の向上を図っていく。また、介護施設職員に対する防災研修及び実地研修を行うことで、避難確保計画の策定や災害対策における地域との連携方法等、防災意識の向上を図るとともに、防災リーダーを養成していく。【保健福祉部】

<起きてはならない最悪の事態>

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

<推進方針>

- ①ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
- ②地すべり防止施設の整備等
- ③治山施設の整備等

- ④砂防関係施設の維持管理
- ⑤火山噴火に対する警戒避難体制の整備
- ⑥水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
土砂災害から保全される住宅戸数	14,610 戸 (H28 年度)	15,061 戸	14,950 戸	A
土砂災害警戒区域指定率	36.5% (H28 年度)	80.1%	50.0%	A
山地災害危険地区における着手率	51.8% (H28 年度)	52.4%	53.0%	B

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 近年土砂災害が発生した箇所の重点的な整備を推進するとともに、計画どおり要配慮者利用施設を保全する87箇所の全箇所に着手した。また、計画どおり土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び調査結果の公表を全箇所完了するとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進を図った。今後は、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風等を踏まえ、引き続き、土砂災害が発生した箇所の重点的な整備を図るとともに、既設えん堤の補強や流木止めの設置を推進する必要がある。また、高精度な測量データを活用することにより、新たな土砂災害危険箇所の把握に努める必要がある。さらに、地域住民が危険性を認識できるよう標識を設置するとともに、住民説明会や出前講座等により土砂災害の危険性について周知する必要がある。【土木部】
- ② 地すべりによる農地、農業用施設及び民家や公共施設等への被害を除去し、国土の保全と民生の安定に資するため、地すべり防止施設整備を実施している。また、老朽化した既存施設の機能回復を図るため、適切な維持管理を実施している。引き続き、地すべりから県民の生命・財産を保全するため、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、個別施設計画を策定し、適正な維持管理とあわせ施設の長寿命化に取り組んでいく。【農林水産部】
- ③ 山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、渓流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施し、計画期間で37箇所を新規指定、52箇所を新規着手した。今後も計画的な事業進捗を図っていく。【農

林水産部】

- ④ 砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に取り組んでいる。今後は、現行計画を「ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画」に変更し、効率的な維持管理の推進を図る。【土木部】
- ⑤ 令和2年度は火山単位の避難計画の改定及び噴火警戒レベルの改定を行った。また、登山者・観光客向け火山防災啓発活動や避難促進施設の避難確保計画策定を支援した。今後は、火山単位の避難計画に基づいた訓練を実施し、計画の実効性を検証していくとともに、火口周辺における緊急退避場所や危険を知らせる情報伝達手段の充実等、他火山の事例等を研究しつつ、整備に向けた取り組みを検討していく。さらに、活動火山対策特別措置法に規定する項目について、市町村地域防災計画へ反映されるよう支援していく。【危機管理部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

＜推進方針＞

- ①豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化
- ②雪崩対策の推進
- ③道路の防雪施設の整備
- ④道路の除雪体制等の確保
- ⑤雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

＜数値指標＞

指標名	策定時	現状値 (R3.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
雪を溶かすことのできる道路の延長	142.1km (H28 年度)	143.7km	143.0km	A
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消数	98 箇所 (H28 年度)	103 箇所	103 箇所	A

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 「安心して快適に暮らすことができる、雪と共生する魅力ある地域づくり」を基本目標に掲げる福島県豪雪地帯対策基本計画の推進を図るため、計画の進捗状況を把握している。また、豪雪地域の豪雪時における生活圏及び道路交通等の確保並びにその他の応急的地域対策に関し、連絡協調を図るため、降雪前に関係機関と雪対策に関する課題共有や情報交換を行っている。今後は、除排雪作業中に

高齢者が雪害に遭うケースが増えていることから、市町村・関係機関と連携し、事故予防チラシを配布するなど注意喚起に努める。【企画調整部】

- ② 雪崩防災について関係自治体やスキー場、要配慮者利用施設等へポスター配布や啓発活動を行うとともに、雪崩防止施設の点検を実施している。引き続き、効果的な雪崩防災の普及・啓発に取り組んでいく。【土木部】
- ③ 冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設や凍結抑制舗装の整備等を行った。また、雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設の整備等を行った。さらに、人家が連続し排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等、融雪施設未対応箇所、雪崩や地吹雪が原因で通行不能になっている箇所があることから、引き続き、整備箇所の優先順位を検討し、整備を推進する。【土木部】
- ④ 冬期間の安全安心な通行を確保するため、毎年除雪事業計画書を作成し、効率的・効果的に除雪作業を実施している。除雪オペレーターの担い手不足が課題であるため、令和2年度から、除雪機械に係る免許取得費用を補助する除雪オペレーター育成支援事業を創設し、人材確保を推進している。引き続き、除雪オペレーターを確保する施策を推進しながら、除雪体制を確保していく。【土木部】
- ⑤ 関係機関との雪害時の連携強化のため、各種会議において雪害時の県の対応を情報提供を行うとともに、除雪作業中の事故防止等のため、ラジオ等を活用した情報発信に努めた。除雪作業中の事故防止等の啓発のために、今後も継続的な取組が必要であり、引き続き情報共有、啓発等を行っていく。【危機管理部】

雪害に備え、福島県豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会を開催している。引き続き、除雪作業中の事故防止のため、市町村・関係機関と連携し、事故予防チラシを配布するなど注意喚起に努める。【企画調整部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

＜推進方針＞

- ①住民等への情報伝達体制の強化
- ②避難行動要支援者対策の推進
- ③福祉避難所の充実・確保
- ④訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化
- ⑤道路情報提供装置等の整備
- ⑥在留外国人に対する多言語による情報提供
- ⑦自助・共助の取組促進
- ⑧自主防災組織等の強化

- ⑨東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進
- ⑩学校における災害対応行動マニュアルの作成支援
- ⑪震災教訓の伝承・風化防止

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
避難行動要支援者避難支援個別計画の策定市町村数	21 市町村 (H29.6月)	39市町村	59 市町村	D
福祉避難所指定市町村数	55 市町村 (H28 年度)	57 市町村	59 市町村	B
県総合防災訓練の実施回数	1 回 (H28 年度)	1 回	1 回	A
ライブカメラ設置台数	66 箇所 (H28 年度)	119 箇所	74 箇所	A
危機管理センターの見学者数 (累計)	1,163 人 (H28 年度)	6,719 人	10,000 人	D
自主防災組織の活動カバー率	80.0% (H28 年度)	75.2%	93.7%	C
公立学校における災害対応 (火災・地震) 行動マニュアルの策定率	火災 99.7% 地震 99.6% (H29 年度)	火災 100% 地震 99.9%	100%	B
防災教育に係る授業(避難訓練を除く)を実施した学校の割合(公立小・中学校)	100% (H28 年度)	100%	100%継続	A

<現状と課題、今後の方向性>

- ① Lアラート全国合同訓練に県及び市町村、情報伝達者が参加し、避難情報等発信の手順確認、システム操作の習熟を図った。また、Lアラートに係る研修会を実施し、情報発信の重要性を再確認した。引き続き、迅速かつ正確な情報発信ができるようシステム操作訓練等を実施し、災害時において速やかに正確な情報伝達を行う体制構築を進める。また、防災専門ツイッターを活用し、引き続き防災情報の発信に努めていく。【危機管理部】
- ② 令和2年度に県内各市町村に対し調査を実施し、個別避難計画作成に係る課題等について把握した。20の市町村が計画未策定であるため、法改正により個別避

難計画の作成が市町村の努力義務となることを踏まえて、標準的な計画作成モデルの構築等、市町村が基礎自治体業務に集中して取り組むことができるよう県として広域的な支援を実施していく。【危機管理部】

主に人工呼吸器使用の在宅難病患者等について、各保健福祉事務所は管内市町村と連携して避難行動要支援者の情報を収集し、事例ごとの課題に沿った提案を行うことにより市町村の個別避難計画の作成を支援した。常に変化する要支援者の状況に対応するため、行政、医療、福祉及び介護部門の関係者間における情報の集約と共有を進めるとともに、引き続き、市町村の個別避難計画の作成と更新及び避難計画に基づく訓練の実施を支援していく。【保健福祉部】

③ 双葉地方2町を除く全ての市町村で福祉避難所の指定が完了した。未指定の2町については、住民の帰還や社会福祉施設の再開等の状況を注視しながら、引き続き指定の準備を進めていく。一方、福祉避難所を指定済みの市町村では、福祉避難所開設・運営訓練の実施が少なく、福祉機器の調達や福祉人材の確保が進んでいない状況も一部見られることから、効果的な避難行動の実効性を確保し、市町村が抱える課題の把握や参考となる取組の周知、防災部局と保健福祉部局が連携した情報集約の仕組みづくり等に取り組んでいく。【保健福祉部】

④ 令和2年度の福島県総合防災訓練については南相馬市のロボットテストフィールドを会場として、県、消防、警察、自衛隊等によるBC災害対応訓練や土砂災害・浸水害を想定した自然災害対応訓練を実施した。引き続き、過去に発生した災害対応の反省を踏まえ、訓練の内容を検討し、関係機関とさらなる連携強化を図っていく。【危機管理部】

定期的に災害警備訓練、災害警備本部設置訓練などを実施し、警察職員による対処能力の向上に努めている。令和2年度福島県総合防災訓練や令和3年2月の最大震度6強の地震等における災害対応から、二次災害を防止しながら規制措置や捜索・救助活動の在り方、関係機関との役割分担など、訓練を通じて課題を認識した。今後は、継続的な災害警備訓練の実施による対処能力の向上及び防災関係機関との連携強化を図っていく。また、災害発生時に県内各所属との迅速な情報共有を図るため、災害情報システムの機能の強化による被害状況の早期把握に取り組んでいく。【警察本部】

⑤ リアルタイムで道路状況の画像配信を提供しているライブカメラは、降雪や凍結による路面の安全状況等を遠方から監視するため、峠部を中心に設置しており、画像は道路利用者も確認できるようHPにて情報発信している。今後も、設置箇所を増やし、道路の安全性を確保していく。【土木部】

⑥ (公財)福島県国際交流協会において、通訳者を含めた3者同時通話が可能な通信機器に加え、11言語に対応するタブレット端末による外部通訳サービスの導

入や、「やさしい日本語」を含む多言語による情報提供を行うためのスマートフォン向けウェブサイトの整備等を行い、多言語で相談対応や情報提供を行う体制を拡充した。また、令和3年2月の福島県沖地震では、速やかに在住外国人向けの臨時相談窓口を開設して対応し、引き続き、関係機関と連携を図りながら、外国人住民が地域で安心して暮らすことができるよう、多言語による生活相談や情報発信を進めて行く。**【生活環境課部】**

- ⑦ 防災に関する啓発資材を新規作成し、県民に配布することで県民の防災意識の向上に寄与するとともに、イベントや訓練、防災出前講座を実施し、県民の自助・共助の意識啓発を図っている。今後は、日頃から適切な避難行動について考える「マイ避難」の取組の推進や自主防災組織の強化、避難行動要支援者への支援の強化など、さらなる自助・共助の促進に取り組んでいく。**【危機管理部】**
- ⑧ 自主防災組織の活性化に向け、講師の派遣を行うことにより、地域の防災活動の支援を行うとともに、地区防災マップ・地区防災計画の作成支援を実施した。年々、県全体の活動カバー率は低下しており、市町村や地区によって自主防災活動に温度差があるため、県内の活動カバー率の向上を目的として、新規団体結成の支援を行うとともに、既存団体の活動促進を図る取組を実施していく。**【危機管理部】**
- ⑨ 防災教育については、県内小中学校の各教科等において、防災教育の学習を行っている。近年は、想定を超える災害が多発しており、子どもたちが自ら考え、判断、行動し、自ら命を守ることでできる力を育成していくことが重要であるため、これまで作成した指導資料や日本赤十字社の資料を有効活用できるよう周知に努めていく。**【教育庁】**
- ⑩ マニュアルの作成はほぼ予定とおりに進み、学校における災害対応行動の方針を定めることができた。今後は災害時に、マニュアルに沿った行動ができるよう各校に促していく。**【教育庁】**
- ⑪ 東日本大震災・原子力災害伝承館の整備を進めながら、震災資料を搬入し、展示物製作を行うとともに、スタッフトレーニング等を実施した。また、令和2年9月に開館した伝承館には、多くの県民や県外の方が来館し、震災・原発災害に関する資料や語り部をとおして、当時の状況やこれまでの歩みを伝承している。今後は、東日本大震災・原子力災害から10年以上が経過し、当時の記憶や経験の風化や自然災害が頻発する中で、防災を学ぶ機会の重要性も高まっていることから、継続的に展示や研修事業等の充実を図り、複合災害の記録と教訓を後世に伝えたい。**【企画調整部】**

<起きてはならない最悪の事態>

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<推進方針>

- ① 応急給水体制の整備
- ② 上水道施設の防災・減災対策
- ③ 物資供給体制の充実・強化
- ④ 非常用物資の備蓄
- ⑤ 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化
- ⑥ 緊急輸送道路の防災・減災対策
- ⑦ 迂回路となり得る農道・林道の整備
- ⑧ 「道の駅」防災拠点化の推進
- ⑨ 自助・共助の取組促進（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
水道基幹管路の耐震適合率	49.1% (H28 年度)	55.5% (令和元年度末)	62.0%	C
点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数	1,070 箇所 (H28 年度)	1,111 箇所	1,376 箇所	C
農道整備率	39.3% (H28 年度)	39.5%	41.6%	B

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 避難者用備蓄物資の整備に継続して取り組んでおり、令和2年度には、平時から県内4箇所の民間倉庫に保管することで、災害時速やかに市町村等へ物資を供給できる体制を構築した。令和2年度末時点で飲料水 36,252L を備蓄しているほか、災害時における飲料等救援物資の提供を内容とする災害時応援協定を飲料メーカーと新たに締結した。また、令和元年東日本台風等や令和3年2月福島県沖地震に伴う断水への応急対応では、自衛隊への災害派遣要請等により、被災地の給水支援に当たった。今後は、県内4箇所の民間倉庫での保管を継続するとともに、発生時の物資供給体制の強化に努めていく。【危機管理部】
- ② 水道事業者による水道施設の耐震化や更新などの老朽化対策を促進するとともに、計画的な事業実施や国庫補助制度の活用に向けた指導・助言を行った。また、本県で要望していた浸水災害対策について、国庫補助制度の一部拡大があり、今

後も国への要望や提言などの機会を通じ、働きかけを継続的に推進し、国庫補助制度の継続やさらなる拡大を国に要望していく。【保健福祉部】

- ③ 令和2年度は、平時から県内4箇所の民間倉庫に保管することで、災害時速やかに市町村等へ物資を供給できる体制を構築した。今後は、県内4箇所の民間倉庫での保管を継続するとともに、災害時応援協定団体と情報連絡訓練などを実施し、災害時の物資供給体制の強化を図っていく。【危機管理部】
- ④ 令和2年度は賞味(使用)期限が到来する一部物資の更新を行うとともに、平時から県内4箇所の民間倉庫に保管することで、災害時速やかに市町村等へ物資を供給できる体制を構築した。今後は、県内4箇所の民間倉庫での保管を継続するとともに、賞味(使用)期限が到来する一部物資について適切に更新を行うことで、災害時の備蓄に努めていく。【危機管理部】
- ⑤ 令和3年2月の福島県沖地震において、北海道・東北八道県協定に基づき新潟県が本県にリエゾン(情報連絡員)を派遣し、情報収集を行った。近年、頻発する災害においては広域応援体制の構築がますます重要となっていることから、災害時にスムーズな広域応援が実施できるよう、北海道・東北八道県相互応援協定における連絡会議の開催等、平時からの連絡体制、協力体制の強化を行っていく。【危機管理部】
- ⑥ 緊急輸送路の安全な通行確保のため、落石のおそれのある箇所の解消を図った。引き続き、要対策箇所の解消を推進し、災害発生時等の人員及び物資等の輸送路としての機能を確保する。【土木部】
- ⑦ 避難指示区域等において、営農再開の進捗が大きく異なったこと等が指標達成に影響しているが、今後は地域の実情を考慮し、ほ場整備事業との連携を行いながら、引き続き目標達成に向け農道整備を進めていく。また、迂回路となる林道の整備を計画的に実施した。今後も補助事業を活用し、事業進捗を図る。【農林水産部】
- ⑧ 防災道の駅については、関連部局や周辺市町村と協力しながら広域防災拠点として活用していく。その他の道の駅についても、市町村が定める地域防災計画において、災害時における避難(広域避難を含む)や物資、活動の拠点として有効に活用出来るよう、適切な助言等を行っていく。【危機管理部】
- 災害時に広域的な復旧・復興活動拠点となる道の駅を、「防災道の駅」として認定する制度を国が創設したことから、認定要件を満たしている「道の駅猪苗代」を候補とし、町と調整のうえ配置計画を作成した。【土木部】

<起きてはならない最悪の事態>

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

<推進方針>

- ①ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ②砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ③緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ④迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ⑤消防防災ヘリの円滑な運航確保

<現状と課題、今後の方向性>

- ⑤ 新機体による運航を開始し、林野火災の消火活動、山岳救助、水難救助等の航空消防防災活動を実施している。今後も合同訓練等を通じた他県防災航空隊等との連携強化や、ヘリコプター運用調整会議等を通じたヘリ保有防災関係機関との連携体制の維持・継続を行い、災害時におけるヘリ運用の効率化を図る。また、全備重量引上げ等により機体性能を向上させるとともに、市町村と連携し場外離着陸場の確保・充実を図る。【危機管理部】

<起きてはならない最悪の事態>

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<推進方針>

- ①訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）
- ②警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実
- ③警察による災害対応のための連携体制の充実・強化
- ④消防広域応援体制の強化（再掲）
- ⑤大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ⑥消防防災ヘリの円滑な運航確保（再掲）
- ⑦救急業務の充実
- ⑧消防団の充実・強化（再掲）
- ⑨避難地域等における消防体制の再構築（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3 時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
救急隊数に占める救急救命士運用隊数の比率	88.2% (H28 年度)	94.2%	100%	B

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ② 災害対応人員の確保については、訓令や業務継続計画に基づき、災害発生時の初動対応に必要な人員を確保した。また、水害対応用の装備資機材等を購入するなど、装備の充実を図った。今後も対応人員の確保を図るとともに、情勢等に応じた訓令等の見直しを行っていく。また、救出救助活動用装備資機材の充実も図っていく。

【警察本部】

- ③ 災害対応のために、協定締結先と緊急時の連絡体制、災害発生時の対応等についての確認を実施した。今後は、協定締結先に対し、各種訓練への参加を呼びかけるなどして相互の連携内容を確認するとともに、連携体制の更なる充実強化に努めていく。【警察本部】

- ⑦ 各消防本部において、救急業務の高度化に向け、除細動、気管挿管等の救急救命措置を行うことのできる救急救命士の養成に取り組んでおり、着実に成果を上げているところであるが、救急隊員に占める救命士有資格者の比率は全国平均を下回っている状況にある。県民が高度な救命措置を受ける機会が増え救命率の向上につながるよう、引き続き救急救命士養成研修の補助を行い、救急救命士の養成に係る取組を促進し、救急業務の充実・強化を推進する。【危機管理部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

＜推進方針＞

- ① 災害拠点病院における非常時使用燃料等の確保
- ② 透析医療機関での非常時対応体制の整備
- ③ 緊急車両等に供給する燃料の確保

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 災害拠点病院の現況調査を毎年実施（自家発電機の有無、自家発電機の発電容量、燃料の備蓄等）してきたが、全ての災害拠点病院で非常時に使用する燃料等が確保されている。令和3年度以降、災害拠点病院として2病院を新規に指定するとともに、令和5年度までに災害拠点病院を12病院に拡大する計画であることから、今後も定期的に指定要件の合致を確認し、引き続き年1回の現況調査を実施していく。【保健福祉部】

- ② 透析医療に係る現況確認調査を実施し、県内透析医療機関の自己水源や自家発電装置の設置状況について確認した。災害時には EMIS（広域災害時救急医療情報システム）を活用してモニタリングするとともに、透析医療機関においては個別に電話連絡し、入念に被害状況を把握するよう努めている。今後は災害時に関

係団体（透析医学会等）と連携して対応できるよう、予め透析医療体制の整備を進め、引き続き、災害時の透析医療機関との連携方法を「福島県災害医療行動計画」等に明記する等、透析医療体制の整備を進めていく。【保健福祉部】

- ③ 県内の中核給油所44箇所に緊急車両用のガソリン及び軽油をそれぞれ110,000L備蓄し、緊急時の燃料供給体制を確保している。引き続き、燃料備蓄を継続し、災害時に必要な燃料の確保に取り組む。【危機管理部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

＜推進方針＞

- ①DMA Tによる災害医療体制の充実
- ②DPATによる精神保健活動支援体制の充実
- ③ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化
- ④広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備
- ⑤災害医療コーディネート体制の整備
- ⑥災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持
- ⑦災害時医療・福祉人材の確保
- ⑧医療機関における情報通信手段の確保
- ⑨病院施設・社会福祉施設の耐震化等（再掲）
- ⑩福祉避難所の充実・確保（再掲）
- ⑪浜通り地方における医療提供体制の再構築
- ⑫浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築

＜数値指標＞

指標名	策定時	現状値 (R3.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
DPATの整備数	4 チーム (H28 年度)	12 チーム	30 チーム	D
病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の割合	50.0% (H28 年度)	75.0%	100%	D
県外からの福祉・介護人材確保支援事業による奨学金の利用者数（累計）	85 人 (H28 年度)	166 人	150 人	A

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① DMA T養成研修、技能維持研修を実施し、DMA T隊員の災害時の様々な支援に必要な知識・技能の習得を図った。保健医療福祉調整本部内でのDMA Tの役割について整理する必要があるとあり、今後、部内検討会において、保健医療福祉調整本部内でのDMA T含む保健医療チームの役割等、災害時の対応方針を決定していく。【保健福祉部】
- ② 大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に向けた研修を開催するとともに、国が主催するDPAT養成研修への参加により体制の充実を図り、必要な資機材の整備を推進している。今後も引き続きDPAT隊員の養成研修等を実施し、災害時の精神医療体制の強化を図る。【保健福祉部】
- ③ 福島県立医科大学附属病院にドクターヘリを配備しているほか、災害拠点病院においてヘリポートを有しているのは6病院である。今後も引き続き、ドクターヘリの運行を支援するとともに、救急医療機関におけるヘリポート整備を支援していく。【保健福祉部】

ふたば医療センター附属病院において多目的医療用ヘリを運用し、浜通りの医療機関と高度・専門的な治療が行える医療機関間の患者搬送や双葉地域で発生した救急患者の搬送などに対応している。医療機関に限られる双葉地域においては、近隣の二次・三次救急医療機関との役割分担と適切かつ効果的に対応できる輸送手段の確保が求められることから、引き続き多目的医療用ヘリを運用し、救急医療体制の充実・強化に取り組む。【病院局】
- ④ 災害時に備え、広域運送拠点臨時医療施設（SCU）の点検校正を実施している。福島空港等の一部配備資機材について棚卸等により管理がされていない資機材が散見されたことが課題であり、今後も医療資機材の点検校正を継続するとともに、定期的に福島空港等の配備資機材の棚卸を実施するなど管理体制の強化に努めていく。【保健福祉部】
- ⑤ 災害医療コーディネーター数は平成30年度が11名であったが、令和2年度末が15名となり4名増となった。今後は、保健医療福祉調整本部内における災害医療コーディネーターの役割について、整理する必要があることから、引き続き、国研修等への参加を周知し、災害医療コーディネーター数の拡充及び技能維持を図っていく。【保健福祉部】
- ⑥ 医薬品については福島県医薬品卸組合と、衛生材料については福島県医療機器販売業協会とそれぞれ委託契約を締結し、県内6方部に分けた備蓄供給体制を継続的に確保している。また、平成26年には（一社）日本産業・医療ガス協会医療ガス部門福島県支部と「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結し、災害時に通常供給が困難になった場合の供給体制の確保している。近年、

地震災害に加え、水害や感染症による物資不足など、これまでにない災害が発生し、現在の備蓄品目では対応できない事例も発生していることから、保健所や委託締結している関係団体及びその他関係機関等を交え、地震災害のみならず、あらゆる災害を想定した備蓄品目の見直しを図るとともに、併せて備蓄数量についても見直しを図る。【保健福祉部】

- ⑦ 令和元年東日本台風災害において、県内で初めて災害派遣福祉チームの派遣を行ったが、災害発生から派遣までに日数を要するなど、即応性が課題となっており、県内における災害対応の体制強化が必要である。平時における情報共有、協力体制の構築、派遣に関するルールの作成等、災害発生時に迅速に対応できる基盤づくりについて検討していく。【保健福祉部】
- ⑧ E M I S（広域災害時救急医療情報システム）や衛星携帯電話を用いた通信訓練等を定期的に実施してきた。病院の事務担当者が異動等になることにより各病院によってその習熟度にばらつきが発生することが課題であることから、災害時に迅速な医療支援に繋げるために、引き続きE M I Sの操作研修及び訓練を定期的実施していくとともに、入力担当者を名簿等にして管理することで災害時にコンタクトのとりやすい体制づくりに努めていく。【保健福祉部】
- ⑩ 医療機関が警戒区域等で再開等する又はした場合に、施設・設備整備費及び運営費の補助を実施した。また、地域に必要な医療を確保することで、避難地域及び近隣地域における医療提供体制の強化を図ってきた。今後、避難地域の対象医療機関の再開や運営を支援していくとともに、避難地域で不足する医療機能については近隣医療機関において強化することで、避難地域の医療提供体制の再構築を図る。【保健福祉部】

ふたば医療センター附属病院において双葉地域唯一の二次救急医療を提供している。避難地域の住民帰還には、医療の確保が不可欠であることから、引き続き地域に必要とされる医療の提供に取り組む。【病院局】
- ⑫ 目標値は達成したが、年度毎の数値が増加傾向にあるわけではなく、事業の周知不足が一つの要因である。引き続き従来の広報活動に加え、新たな広報媒体の活用やハローワークなどとの連携をさらに強化し、積極的に推進していく。【保健福祉部】

<起きてはならない最悪の事態>

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<推進方針>

- ① 感染症予防措置の推進
- ② 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

- ③下水道施設の維持管理
- ④単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- ⑤家畜伝染病対策の充実・強化

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3 時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
麻しん予防接種率	1 期) 97.7% 2 期) 92.9% (H28 年度)	1 期) 96.8% 2 期) 94.5%	1 期) 98.0% 2 期) 98.0%	B

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 国の感染症関係研修に職員を派遣し、感染症対策のリーダーの育成を行った。
さらに、感染症発生時に対応する関係者に伝達研修を行い、感染症対応能力の全体のレベル向上を図った。令和元年東日本台風等では、避難所においてノロウイルスによる集団感染の発生があり、新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下での、災害発生時、避難所における感染症発生予防と集団感染防止のため、平時から、感染症予防対策について周知することのほかに、災害発生時においても、避難者及び関係者に対する感染対策や衛生指導を徹底する必要があるため、今後、県民に対して、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるほか、予防接種など予防対策について情報発信に取り組んでいく。さらに、研修派遣等によりリーダー育成に努めるとともに、災害時に携わる関係者を含めた伝達研修や情報交換会を行い、連携強化及び感染対策の徹底を図っていく。【保健福祉部】
- ② 下水道業務継続計画に基づき下水道実施市町村、各関係機関との情報伝達訓練を令和2年6月に、下水道合同防災訓練を令和2年11月に実施した。また、平成27年に策定した下水道業務継続計画(地震編)を、令和3年度に地震・水害編として改定を予定している。今後は、被災した県北浄化センターの災害復旧工事を実施し、令和3年12月に水処理施設が復旧予定であり、放流水質が被災前の水準になる見込みである。また、施設耐水化等の対策については、第2SP棟について令和3年度工事着手、令和5年度工事完了予定としており、あだたら浄化センターの耐水化については令和4年度より工事着手、令和5年度耐水化事業完了予定である。【土木部】
- ③ 平成28年策定の流域下水道ストックマネジメント計画(令和2年改定)に基づき、管渠、マンホールなどは1回/5年～10年の頻度、処理場施設は1回/7～10年の頻度、又は異常確認時にそれぞれ調査・点検を実施した。また、調査・

点検結果から、緊急度が高い処理場機械・電気設備の改築・更新を実施した。引き続き、施設の調査・点検結果を踏まえ、適宜、ストックマネジメント計画の見直しを行うと共に、今後も計画的な調査・点検と修繕により施設の長寿命化に取り組んでいく。【土木部】

④ 市町村が浄化槽の設置者に対し、本体の設置等に要する費用及び市町村が浄化槽を整備するために必要な経費について補助を行っているが、県内の浄化槽設置基数の約6割がまだ単独処理浄化槽であり、合併処理浄化槽への転換を促進することが課題であるため、引き続き、同事業を実施し、単独処理浄化槽からの転換を図っていく。【生活環境部】

⑤ 家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、平成30年度から令和2年度にかけて、

- 1 初動防疫に必要な資材の計画的な備蓄（簡易検査キット、塩素系消毒薬、消石灰、炭酸ガスポンプ等）
- 2 防疫演習等の実施（各年10月～11月頃に本庁及び各地方で実施）
- 3 防疫対策業務に関する協定の締結（新たに株式会社ダイユーエイトなど6団体と締結）等、

防疫体制の充実・強化に向け取り組んだ。

引き続き、関係団体と連携し、協定を補完すべき内容については、協力依頼等を行っていく。【農林水産部】

<起きてはならない最悪の事態>

3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等

<推進方針>

- ①警察施設の耐震化等
- ②警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実（再掲）
- ③警察ネットワーク環境の充実
- ④警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3時点)	目標値 (R2年度)	達成度
警察施設の耐震化率	93.2% (H28年度)	99.0%	98.0%	A

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 平成28年度以降、警察施設6施設（1署、3分庁舎、2待機宿舎）の耐震改修工事を実施し、耐震化未実施の1施設については、令和2年度に耐震改修工事を入札に付するも不調となったが、令和3年度に再度入札を実施することで、適切に耐震化を進めていく。【警察本部】
- ③ 各警察署と警察本部庁舎等間のネットワーク環境の整備を図っている。今後は、ネットワーク構成の見直しを図りながら、ネットワーク回線の冗長化など、ネットワーク環境の更なる充実に努める。【警察本部】
- ④ 協定締結先と緊急時の連絡体制、災害発生時の対応等についての確認を実施した。今後は、協定締結先に対し、各種訓練への参加を呼びかけるなどして相互の連携内容を確認するとともに、連携体制の更なる充実強化に努め、停電や通信障害発生時の早期復旧を図っていく。【警察本部】

<起きてはならない最悪の事態>

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

<推進方針>

- ①自動起動型信号機電源付加装置の整備
- ②交通安全施設の維持管理（再掲）
- ③交通整理訓練等の実施による災害対応力の強化

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
自動起動型信号機電源付加装置の整備数	374基 (H28年度)	610基	増加目指す	A

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 緊急輸送路線等の主要な信号交差点に対し自動起動型信号機電源付加装置等の整備を実施した。今後は、装置の適正な維持管理に努めるとともに、交通環境の変化を捉え、整備の必要性が生じた信号交差点等への整備を計画的に実施する。【警察本部】
- ③ 突発する災害に備え、常に対応できるように継続した訓練が必要であることから、各種機会を捉え、交通整理訓練等を実施した。今後も引き続き、交通整理等の訓練を実施し、現場対応能力の向上に努める。【警察本部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

＜推進方針＞

- ①業務継続に必要な体制の整備
- ②受援体制の整備
- ③防災拠点施設の機能確保
- ④県有施設（庁舎等）の耐震化等（再掲）
- ⑤訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）
- ⑥大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ⑦緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）
- ⑧電力関係事業者との連携強化

＜数値指標＞

指標名	策定時	現状値 (R3.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
業務継続計画を策定した市町村数	13 市町村 (H28 年度)	54 市町村	59 市町村	B

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 県業務継続計画については、既に本庁版及び7地方版を策定済みであり、計画の適切な進捗管理を行うとともに、適宜改訂作業を実施している。市町村業務継続計画については、策定支援を実施することにより、54市町村が策定済みとなり、策定率は9割に達した。一方で、5市町村が未策定であるため、引き続き、市町村における業務継続計画の策定を支援する必要がある。今後も、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けた体制整備を促進していくことにより、県全体の災害対応力の向上を図っていく。【危機管理部】
- ② 令和元年東日本台風における対応を踏まえ、県災害対策本部事務局内に「受援連携ユニット」を設置し、応援要請等に係る手続き等をまとめたマニュアルを整備するなど、円滑な受援体制の構築を図った。今後も引き続き、県受援体制について、訓練等を通じて実効性を高めていく。また、市町村における受援体制を構築・強化していくため、令和3年度から「市町村受援計画策定支援事業」を実施し、国や県からの応援と一体となる市町村受援計画の作成を支援し、県全体にお

ける受援体制の強化に努めていく。【危機管理部】

- ③ 各庁舎の諸設備の定期点検及び保守管理を適切に行い、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組んでいる。引き続き、施設機能維持に向けた諸設備の更新を計画的に進めていく。【総務部】

危機管理センターの通信・映像設備等については、保守点検及び障害発生時の緊急対応を随時行っている。引き続き、通信・映像設備等に係る保守点検を行い、設備の正常な状態を常時確保していく。また、各庁舎の諸設備の定期点検及び保守管理を適切に行い、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組んでいる。引き続き、施設機能維持に向けた諸設備の更新を計画的に進めていく。【危機管理部】

- ⑧ 電力関係事業者との連携については、災害時におけるリエゾンの派遣による情報共有のほか、平時においても電力関係事業者が実施する防災訓練を視察する等、情報共有を図っている。今後は災害時に優先的に復旧させるべき重要施設の選定及び情報共有を行い協力体制を強化していく。【危機管理部】

<起きてはならない最悪の事態>

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

<推進方針>

- ①防災拠点施設の機能確保（再掲）
- ②情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化
- ③情報通信設備の耐災害性の強化
- ④多様な通信手段の確保
- ⑤警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保（再掲）
- ⑥医療機関における情報通信手段の確保（再掲）

<現状と課題、今後の方向性>

- ② 「福島県 ICT 部門の業務継続計画」に基づき、大規模な災害や事故等が発生した際に、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早く復旧させるため、重要業務に係る情報システム ICT 部門として早急に復旧させる体制を構築している。今後も定期的な機器の更新や訓練により体制を維持していく。【企画調整部】
- ③ 東日本大震災でも被害の無かった民間データセンターをハウジング委託し、情報通信ネットワークの基幹ネットワーク機器、県ホームページ及びグループウェアシステムが稼働する共有サーバをデータセンターで運用することで、地震や地域停電でも止まらない体制を維持している。今後も引き続き、各システム管理者

に対してサーバ統合やデータセンターのハウジング移行を促し、安全な環境でのシステム運用環境を確保していく。【企画調整部】

- ④ 令和元年東日本台風に係る災害対応の検証結果を踏まえて、令和2年度に災害時の県リエゾン用として、各地方振興局へノートパソコンやスマートフォン、モバイルプリンタ等の情報通信機器を配備した。配備した通信機器を発災時に活用して効率的かつ効果的な情報共有を行うため、引き続きリエゾンによる通信手段の充実を図るとともに、機器の更新や訓練を実施していく。【危機管理部】

令和2年度にWeb会議を実施可能なタブレットを県と各市町村に導入しており、今後も引き続き災害発生時にも職員間、自治体間でコミュニケーション可能となるICT技術を活用した環境整備を検討していく。【企画調整部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

＜推進方針＞

- ①住民等への情報伝達体制の強化（再掲）
- ②放送事業者との連携強化

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ② Lアラート全国合同訓練に県及び市町村、放送事業者が参加し、避難情報等発信の操作確認を行うとともに、Lアラートに係る研修会を実施し、放送事業者との連携強化を図った。引き続き、放送事業者と連携し、災害時において速やかに正確な広報を行う体制構築を進める。【危機管理部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

＜推進方針＞

- ①企業の事業継続計画（BCP）策定の促進
- ②港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進
- ③高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
- ④緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ⑤迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ⑥空港施設の整備等（再掲）
- ⑦港湾施設の整備等（再掲）

- ⑧漁港施設の整備等（再掲）
- ⑨橋梁施設の耐震対策等（再掲）
- ⑩無電柱化の推進（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長	471km (H28 年度)	522km	478km	A

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 東京海上日動火災保険株式会社ほか商工団体と連携し、事業継続計画策定セミナーの開催や無料の訪問相談対応を実施することで、事業継続計画の策定を促進している。また、小規模事業者の事業継続の取組を商工会及び商工会議所が市町村と共同で支援する「事業継続力強化支援計画」を県で認定し、事業継続力強化計画の策定を促進している。引き続き、関係機関と連携、効果的な事業を実施することにより事業継続計画等の策定の促進を図っていく。【商工労働部】
- ② 策定した港湾事業継続計画の実効性を高めるため、協議会等を開催し、意見を踏まえ改訂を行った。引き続き、台風等に伴う暴風、高潮についての対応を港湾事業継続計画に加え計画の充実を図る。【土木部】
- ③ 広域交流を支える交通ネットワークの形成に向け、東北中央道や会津縦貫道の整備を推進した。引き続き、地域間の連携強化のため、地域高規格道路のミッシングリンク解消など幹線道路ネットワークの早期整備を推進していく。【土木部】

<起きてはならない最悪の事態>

5-2 食料等の安定供給の停滞

<推進方針>

- ①高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）
- ②緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ③迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ④空港施設の整備等（再掲）
- ⑤港湾施設の整備等（再掲）
- ⑥漁港施設の整備等（再掲）
- ⑦食料生産基盤の整備
- ⑧農業水利施設の適正な保全管理

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 R3.3末時点	目標値 (R2 年度)	達成度
ほ場整備率（水田）	72.5% (H28 年度)	74.4%	76.0%	B
安定的な用水供給機能が維持される面積	17,703ha (H28 年度)	43,826ha	36,960ha	A

<現状と課題、今後の方向性>

- ⑦ ほ場整備工事の進捗が計画より大幅に遅延したため、目標値には届かなかったものの、津波被災地域の事業地区4地区が完了した。引き続き、旧警戒区域内の津波被災農地約 3,600ha の復旧、整備を含め早期営農再開に向け事業を進めて行くとともに、発注規模や時期を適切に検討し、営農基盤の早期整備を図っていく。【農林水産部】
- ⑧ 農業用水利施設の補修・更新事業を実施しており、計画期間内に23地区が完了した。また、土地改良施設維持管理適正化事業で54施設の補修・更新を実施した。今後も、早期着工と適正な工程管理を行い、事業進捗を図っていくとともに、財源面や技術面で引き続き施設管理者を支援していく。【農林水産部】

<起きてはならない最悪の事態>

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

<推進方針>

- ① 県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給
- ② 電力関係事業者との連携強化（再掲）
- ③ 緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）
- ④ 無電柱化の推進（再掲）
- ⑤ 石油コンビナート防災体制の充実・強化
- ⑥ 再生可能エネルギーの導入拡大

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
住宅用太陽光発電設備の設置件数及び設置容	44,827 件 195,992kW	58,375 件 266,503kW	70,000 件 333,000kW	C

量	(H28 年度)			
---	----------	--	--	--

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定に基づき、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保に努めた。引き続き、協定に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、連携強化に取り組む。【危機管理部】
- ⑤ 石油コンビナートの各種事故に対し、関係機関と連携し、情報収集を行うとともに、被害が拡大しないよう対応に努めた。また、石油コンビナート防災図上訓練を広野地区で開催し、石油コンビナート災害が発生した場合の対応について関係機関で認識の共有を行った。今後は、引き続き、事故発生時に関係機関と連携した対応を行うとともに、隔年で石油コンビナート総合防災訓練を実施し、関係機関との連携強化に努めていく。【危機管理部】
- ⑥ 県民に身近で導入が比較的容易であり、分散型電源である住宅用太陽光発電設備の導入を推進することで、災害発生時のエネルギー供給源の多様化を図ってきた。近年、災害が激甚化していることから、引き続き、県補助制度の効果的な周知を行うなど、更なる導入推進に取り組んでいく。【企画調整部】

<起きてはならない最悪の事態> 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

<推進方針>

- ①上下水道施設の防災・減災対策（再掲）
- ②下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進（再掲）
- ③下水道施設の維持管理（再掲）
- ④単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進（再掲）
- ⑤工業用水道施設の整備等
- ⑥工業用水道の応急復旧体制の整備
- ⑦農業集落排水施設の整備等

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
水管橋の耐震化率	93.9%	100%	100%	A
農業集落排水施設の整備	120,654 人	118,955 人	136,520 人	C

<現状と課題、今後の方向性>

⑤ 水管橋等の工業用水道施設の耐震化については、平成23年度に発生した東日本大震災による被災を踏まえ、計画的に行っており、建築物、隧道、水管橋、管路については、すでに耐震化されている。現在は、土木構造物（沼部堰、接合井、配水池等）の耐震化工事を進めており、今後も水道施設の整備等を推進していく。

【企業局】

⑥ 応急復旧体制の整備については、工業用水道管理手帳を作成し、緊急時に備えるため最新の緊急連絡体制を確保している。今後は、工業用水道管理手帳を随時更新することに加えて、東北地域の各工業用水道事業者との相互応援協定に基づく緊急時の伝達訓練を定期的実施する。【企業局】

⑦ 農業集落排水施設の機器更新・新設等を実施しており、計画期間内に6地区が完了した。また、最適整備構想については23市町村が策定完了となった。なお、最適整備構想未策定市町村は4団体あるが、下水道への接続計画や避難区域内の市町村となっているため策定は行っていないが、避難区域の解除を見据えて作成の指導を行っていく。【農林水産部】

<起きてはならない最悪の事態>

6-3 陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

<推進方針>

- ①高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）
- ②緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ③迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ④橋梁施設の耐震対策等（再掲）
- ⑤地すべり防止施設の整備等（再掲）
- ⑥ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ⑦砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ⑧道路の防雪施設の整備（再掲）
- ⑨道路の除雪体制等の確保（再掲）
- ⑩空港施設の整備等（再掲）
- ⑪地方航空ネットワークの維持・拡充
- ⑫港湾施設の整備等（再掲）
- ⑬漁港施設の整備等（再掲）

- ⑭海岸保全施設の整備等（再掲）
- ⑮防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化（再掲）
- ⑯河川管理施設の整備等（再掲）
- ⑰鉄道施設の復旧・基盤強化
- ⑱地域公共交通の確保

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
福島空港利用者数	246 千人 (H28 年度)	68 千人	300 千人	D
JR 路線の運休区間の距離	常磐 36.6km 只見 27.6km (H28 年度)	常磐 0.0km 只見 27.6km	常磐 0.0km 只見 0.0km	D

<現状と課題、今後の方向性>

- ⑪ 福島空港利用者数は令和元年度まで増加傾向だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、福島空港開港以来最低の実績となった。今後は、空港における感染防止対策を徹底するとともに、コロナ収束後の航空需要回復を見据え、利用者の安全を確保しながら、空港機能を維持していく。また、国内外チャーター便の誘致・運航促進を行い、定期路線の再開・新規路線開設を目指す。【**商工労働部**】
- ⑰ JR 只見線の復旧にあたり、JR 東日本が実施する復旧工事費用の一部を補助している。今後、令和4年秋頃の全線再開を目指し、引き続き関係機関と連携しながら、復旧事業の推進を図る。【**生活環境部**】
常磐線については、全線運転再開したが、引き続き、基盤強化を促進する。地域鉄道（阿武隈急行、福島交通飯坂線、会津鉄道、野岩鉄道）については、国との緊密な連携のもと、施設設備の耐震性の強化や安全性向上に資する整備等に対して支援を行い、防災・減災対策を促進する。【**生活環境部**】
- ⑱ 地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段としても重要であることから、引き続き、必要な予算の確保に努め、維持・確保のための取組を推進する。【**生活環境部**】

<起きてはならない最悪の事態>

6-4 異常渇水等による用水の供給途絶

<推進方針>

- ① 渇水時における情報共有体制の確保
- ② 工業用水の渇水対策
- ③ 農業用水の渇水対策

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 日頃より気象・水源情報や利水状況等のデータ収集、ダムの現地調査を行うとともに、渇水の段階に応じた関係者による情報共有及び節水の呼びかけ等の広報を行った。今後も渇水が懸念される場合に迅速かつ的確な初動対応が必要となることから、引き続き、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による連携強化に努める。【企画調整部】
- ② 渇水対策については、渇水対策要領等に基づき、必要な対策を講じることとしており、今後渇水が懸念される場合は、関係機関と連携し、情報の交換及び収集に努めるとともに、節水の呼び掛け・給水制限の実施・保安用水の供給等を段階的に行う。【企業局】
- ③ 農業用ダム20箇所では治水協定が締結され、渇水と洪水の両面に配慮した貯水位置運用が求められている。引き続き、毎月の貯水状況調査を継続し、渇水のおそれがある場合は、代かき、田植え等の時期に向け、早めの段階から節水に係る技術支援を実施するとともに、必要な対策が実行できるよう関係機関と情報を共有する。【農林水産部】

<起きてはならない最悪の事態>

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

<推進方針>

- ① 農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
- ② 農業用ため池ハザードマップの作成支援
- ③ ダム管理設備の機能確保（再掲）
- ④ 海岸保全施設の整備等（再掲）
- ⑤ 河川管理施設の整備等（再掲）
- ⑥ ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ⑦ 砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ⑧ 石油コンビナート防災体制の充実・強化（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
防災重点ため池のハザードマップ作成率	69.3% (H28年度)	100%	100%	A

<現状と課題、今後の方向性>

- ② 旧避難指示区域を除いたため池のハザードマップ作成については完了した。今後は、作成したハザードマップを有効活用し、周知・広報活動等を引き続き行い、地域住民の防災意識の醸成を図っていくことが必要となる。【農林水産部】

<起きてはならない最悪の事態>

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

<推進方針>

- ①有害物質の拡散・流出防止対策の推進
- ②アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体
- ③PCB廃棄物の適正処理
- ④工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数	102件 (H28年度)	102件	170件	D

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の調査、事業場周辺における環境大気等の調査を実施し、結果を事業者へ提供すること等により、事業者による有害物質の使用量、排出量の削減・流出防止対策の推進を図った。また、流出事故発生時には、関係機関と連携し、事業者への指導、周辺環境への影響の確認等を行った。引き続き、有害物質の拡散・流出防止対策等の更なる普及・促進を図る。【生活環境部】
- ② アスベストの安全対策に関するパンフレットの作成・配布、各種会議における周知及びテレビ・ラジオを用いた広報により、建築物解体等工事におけるアスベストの適正な取扱いに関する周知を行った。また、解体現場への立入調査を実施し、適正に処理されているか監視・指導を行った。今後は、大気汚染防止法改正

により、令和3年度からアスベストに関する規制が強化されたことから、関係団体と連携して、引き続き、関係者に対する周知・徹底を図るとともに、新たにアスベスト規制関係の業務を行う専門員を配置し、事業者に対する監視・指導を強化することにより、適正処理を推進する。【生活環境部】

③ PCB廃棄物の保管等事業者に対して、処分期間内の確実かつ適正な処理、その間の安全な保管等を指導した。事業者が処分期間内に全ての対象物を確実に処分できるよう、引き続き、指導・確認を行っていく。【生活環境部】

④ リスクコミュニケーション実施の普及促進を図るため、事例発表会・交流会やセミナーの開催、企業アンケート調査、企業訪問による取組状況を把握し、取組の普及促進を図った。中小企業における普及促進や継続した実施が課題であり、引き続き、リスクコミュニケーション実施の更なる普及・促進を図る。【生活環境部】

<起きてはならない最悪の事態>

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

<推進方針>

- ①原子力発電所の安全監視
- ②原子力防災体制の充実・強化
- ③原子力災害時避難対策の推進
- ④広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施
- ⑤関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化
- ⑥放射線モニタリング体制の充実・強化
- ⑦警察による原子力災害対策の充実・強化
- ⑧原子力災害医療体制の充実・強化
- ⑨放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理
- ⑩中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保
- ⑪除染により発生した除去土壌等の適切な管理
- ⑫放射線等に関する正しい知識の普及啓発
- ⑬様々な教育分野と関連した放射線教育の推進
- ⑭震災教訓の伝承・風化防止（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
原子力発電所現地確認調査回	263回	263回	適切に実施	—

数	(H28 年度)			(参考指標)
原子力防災に関する研修の実施回数	6回 (H28 年度)	6回	6回	A
住民避難訓練の実施回数	1回 (H28 年度)	1回	1回	A
原子力防災通信連絡訓練の実施回数	4回 (H28 年度)	4回	4回	A
講演会等へのアドバイザー派遣回数	2回 (H28 年度)	0回	2回	D
環境創造センター交流棟「コミュニティン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合	38.2% (H28 年度)	42.6%	100%	D
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）	100% (H28 年度)	100%	100%継続	A

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 平日は毎日、トラブル発生時は随時現地確認するなど、適時適切に監視業務を実施している。引き続き現地確認を通じて廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう監視していく。【危機管理部】
- ② 行政や関係機関職員に対し、基礎研修やオフサイトセンター運用訓練など複数の研修を開催した。万が一の原子力災害に備えて、研修を通じ災害対応能力の向上を図ることが重要であり、引き続き関係機関に参加を働きかける必要がある。【危機管理部】
- ③ これまで10市町村が広域避難計画を策定済みである。未策定の3町村のうち、2町村は令和3年度中の策定に向けて調整を進めており、残る1町は令和4年度の策定に向けて準備を進めている。広域避難計画未策定市町村に対し引き続き支援を行うとともに、万が一の原子力災害が発生した場合の対応について引き続き周知が必要であることから、市町村の広報や訓練などの機会を活用しより一層の周知を図っていく。【危機管理部】
- ④ 令和元年度東日本台風に伴う災害対応のため訓練を中止したが、同年を除き年1回実施した。万が一の原子力災害に備え、引き続き訓練を実施していく。【危機管理部】
- ⑤ 令和元年度東日本台風に伴う災害対応のため3回にとどまったが、同年を除き年4回実施した。万が一の原子力災害に備え、引き続き訓練を実施していく。【危

機管理部】

- ⑥ モニタリングポスト等による空間線量率の測定や環境試料の分析を行い、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報提供している。また、いつ災害が発生したとしても、モニタリングポスト等による空間線量率の常時測定や、海水・大気浮遊じん等に含まれる放射性物質の測定等を行い、県内外に情報提供していく必要がある。引き続き、廃炉作業の進展等、必要に応じ、放射線モニタリング体制をより充実・強化できるよう、モニタリングポスト等の機器を更新していくとともに、機器の維持管理を継続し、災害発生時にもモニタリング体制を確保できるよう努める。【危機管理部】
- ⑦ 原子力に関する基礎知識の修得を目的とする「福島県警察原子力防災研修」にあっては、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、開催地（福島市）以外から参加する受講者をリモート受講に変更し、開催している。なお、自然災害との複合災害を想定した原子力災害に係る避難誘導の措置、新型コロナウイルス等の感染症が拡大している状況下における避難所での措置についても検討していく。関係法令の改定も進んでいることから、県警においても現状に即した計画等の見直しを図っていく。【警察本部】
- ⑧ 福島県内の原子力災害医療体制として、原子力災害拠点病院3機関、原子力災害医療協力機関7機関指定している。引き続き、拠点病院及び協力機関の指定拡充に向け県内医療機関への周知に努めていく。喫緊の課題としては原子力災害医療に携わる医療従事者の人材育成であるため、今後は原子力災害医療の初任者を対象とした研修等を定期的に開催するなど、放射線防護や治療の知識やスキルを有する医療従事者数の増を図っていく。【保健福祉部】
- ⑨ 国が実施する特定廃棄物埋立処分事業について、国、県、楡葉町及び富岡町で締結した安全協定に基づき、処分場等の状況確認、モニタリング、輸送における現地確認等を行った。また、事故及び災害発生時の緊急連絡網を作成し、関係機関の連絡体制を確立した。引き続き、施設の安全な運営と、輸送中及び施設内の事故等の緊急事態に対する適切な連絡体制を整備していく。【生活環境部】
- ⑩ 国が実施する中間貯蔵施設事業について、国、県、大熊・双葉両町で締結した安全協定に基づき、中間貯蔵施設が安全に整備・運営されるよう、施設や除去土壌等の輸送における状況確認やモニタリングを行った。また、事故及び災害発生時の緊急連絡網を作成し、関係機関の連絡体制を確立した。引き続き、施設の安全な運営と、輸送中及び施設内の事故等の緊急事態に対する適切な連絡体制を整備していく。【生活環境部】
- ⑪ 稼働中仮置場における保管記録の毎月提出を市町村に求めるとともに、その結果に基づき、環境省と毎月合同で任意の仮置場点検を実施しており、令和2年度

には9回実施した。また、豪雨等の災害が予想される場合には、その時点における保管状況の把握や、事前措置について市町村に指示しており、引き続きこうした取組を継続していく。【生活環境部】

- ⑫ 市町村等からの依頼に基づき派遣を実施していたが、平成30年度以降派遣実績が無いため、令和2年度までで事業を廃止した。【危機管理部】

環境創造センター「コミュタン福島」においては、放射線や環境に関する展示や体験研修プログラムにより、県内小学校の約半数に来館頂いている。引き続き、交通補助なども併せて実施することにより、県内小学校を中心に多くの学校の放射線教育等のため、「コミュタン福島」を活用頂けるよう取組を進める。【生活環境部】

- ⑬ 県内小中学校の各教科等において、放射線教育が実施されている。今後は、放射線副読本の活用や「未来へはばたけ！イノベーション人材育成事業」実践例の普及などを通して、放射線教育を一層推進していく。【教育庁】

＜起きてはならない最悪の事態＞

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

＜推進方針＞

- ①食料生産基盤の整備（再掲）
- ②地すべり防止施設の整備等（再掲）
- ③治山施設の整備等（再掲）
- ④災害に強い森林の整備
- ⑤農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
- ⑥鳥獣被害防止対策の充実・強化
- ⑦農業・林業の担い手確保・育成

＜数値指標＞

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
森林整備面積	6,406ha (H28年度)	6,004ha	14,000ha	D
有害鳥獣による農作物被害額	168,152千円 (H28年度)	198,391千円	77,500千円 以下	D
イノシシの年間捕獲頭数	26,034頭 (H28年度)	35,698頭	25千頭	A

認定農業者数	7,771 経営体 (H28 年度)	7,146 経営体	8,000 経営体	C
新規林業就業者数	84 人 (H28 年度)	78 人	250 人	D
避難地域において農業を開始した認定農業者数	214 経営体 (H28 年度)	299 経営体	750 経営体	D

<現状と課題、今後の方向性>

④ 森林への放射性物質の影響を検証しながら各種補助制度を活用し森林整備を推進してきたが、実績は目標値を大幅に下回る結果となった。森林の多面的機能の維持増進が図られるよう引き続き森林整備に取り組む森林所有者等に対する支援を行っていく。【農林水産部】

⑥ 福島県全体として、被害金額は高止まりしている状況となっている。今後は、福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針に基づき、有害捕獲を実施するほか、侵入防止柵の設置、農地周辺の刈払、放任果樹の伐採、適切な収穫残渣の処理など、鳥獣を安易に農地に近づけない環境整備を推進し、住民と行政の協働による総合的な対策による被害の低減を図る。【農林水産部】

猟友会会員の高齢化等により、鳥獣被害対策を推進していくための実施体制を維持していくことが課題である。引き続き、鳥獣被害対策の担い手である狩猟者の確保や技術向上を図るため、各種研修や若手狩猟者確保のため必要資材の購入費用の一部を補助する事業等を実施していく。【生活環境部】

⑦ 認定農業者の作成した経営改善計画のフォローアップや農業経営相談所等による経営支援を実施した。なお、高齢化や規模縮小等の理由により、再認定を辞退するケースが多いため、認定農業者数が減少傾向にある点が大きな課題となっている。引き続き、経営改善計画のフォローアップを推進するとともに、人・農地プランに位置づけられた中心経営体や認定新規就農者を認定農業者へ誘導し、認定農業者の確保を進める。【農林水産部】

資格取得に対する費用助成、林業事業体自身が実施するOJT研修の費用助成、高校生等を対象とした現地見学会、現業職員化・月給制の導入による若年労働者等の定着を図るための費用助成等を実施し、就業者のスキルアップ、雇用管理の改善、福利厚生充実等を推進してきたが、新規林業就業者数は、震災や原発事故の影響により、森林整備事業量が減少しているため、年度毎に多少の増減があるものの、伸び悩んでいる。今後、森林の再生・整備の促進や、大規模集成材工場の稼働、木質バイオマス発電施設の新設、新たな森林管理システムの導入によ

り、森林整備事業や素材生産増加に対応するための新規林業就業者の確保・育成が急務であるとともに、林業就業者数の減少を防ぐため、就業者の定着に向けた取組が必要である。このため、森林の再生、林業成長産業化の実現に向け、専門的な技能や技術を備えた人材の育成と確保を図るため、これまでの取組に加え、新たな林業研修「林業アカデミーふくしま」を開講し、林業への就業希望者を対象とした就業前長期研修を実施するとともに、市町村が主体となって地域の森林を管理する「新たな森林管理システム」に対応できる市町村職員の育成や森林の経営管理能力を有する林業従事者を育成するため、短期研修を実施する。【農林水産部】

避難地域全体の営農再開率（面積）は38%であり、担い手不足が大きな課題であるため、営農を再開した担い手の省力化による大規模化を図るとともに、外部からの参入促進が重要となっている。このため、新たな農業振興計画では、農業を開始した認定農業者数ではなく、営農再開率を指標としており、担い手の経営規模の拡大を推進する。【農林水産部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

＜推進方針＞

- ①風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等
- ②放射線モニタリング体制の充実・強化（再掲）
- ③家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）

＜数値指標＞

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
観光客入込数	52,764 千人 (H28年)	36,191 千人	63,000 千人	D
県内の外国人宿泊者数	71,270 人泊 (H28年)	51,180 人泊	200,000 人泊	D
GAP（農業生産工程管理）に取り組む産地数	226 産地 (H28年度)	340 産地	242 産地	A
農産物直売所の販売額	127.2 億円 (H27年度)	248 億円	234 億円	A

＜現状と課題、今後の方向性＞

① 観光客入込数と県内の外国人宿泊者数は、令和元年までは増加していたものの、令和2年には新型コロナウイルスの影響で大きく落ち込んだ。これに伴い、県内の宿泊業を始めとした観光関連産業は深刻な影響を受けており、早期に観光需要の回復を図る必要がある。今後は、県内宿泊に対する宿泊費助成による観光需要喚起やワーケーション、マイクロツーリズムなど社会環境の変化に応じた施策を推進し、引き続き観光需要回復に取り組む。また、アフターコロナでのインバウンド回復を見据えて、各重点市場へ情報発信を継続するとともに、ALPS処理水の処分方法処理水の放出を念頭においた正確な情報発信を行い、新たな風評を生じさせないように取り組む。【観光交流局】

平成29年度以降はGAP認証の取得を推進し、認証取得に係る費用の補助や指導体制の整備等により、確実に増加しているため、今後も安全な農産物の生産に向けてさらなる導入・拡大を推進していく。【農林水産部】

農林水産物及び加工食品の放射性物質検査結果の迅速な情報発信や、農産物直売所等での風評払拭に向けたPR活動により、県産農林水産物が安心安全であることの理解が進んでいる。今後も引き続き、科学的根拠に基づく正確な情報発信に努め、県産農林水産物の風評払拭に取り組んでいく。【農林水産部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

＜推進方針＞

- ①災害廃棄物処理計画の策定・推進
- ②災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村には市町村計画のひな形や初動対応手順書を示し、早期の計画策定を促した。今後も災害廃棄物処理に係る研修会等を開催するなどにより、市町村の早期の計画策定を支援する。【生活環境部】
- ② 市町村等の廃棄物行政担当者会議等において、県と民間団体との協定締結の状況と内容を説明するとともに、県内の市町村及び一部事務組合間での相互応援協定の締結に向けて調整を行った。なお、事前に協定内容等を情報共有していても、市町村において認識されていない場合等があったことから、県の災害廃棄物処理計画（資料編）に、県と民間団体との協定書や、協定に基づく要請を行う場合の事務処理手順等を記載した。今後も市町村職員等を対象とした研修会、説明会等を実施し、災害時の廃棄物の処理にかかる手順の周知を図っていく。【生活環境部】

＜起きてはならない最悪の事態＞

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる
事態

＜推進方針＞

- ①市町村への人的支援
- ②大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ③復旧・復興を担う人材の育成
- ④災害時応援協定締結者との連携強化
- ⑤災害・復興ボランティア関係団体との連携強化
- ⑥災害対応ロボット等の開発・研究

＜数値指標＞

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
被災建築物応急危険度判定士の有資格者数	1,849人 (H28年度)	1,713人	3,000人	D

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 東日本大震災では、全国自治体等からの中長期職員派遣スキームや、被災市町村の独自採用等により、延べ1,826名の職員が確保された。令和元年東日本台風では、避難所運営や罹災証明書発行の支援などに従事する県職員を、県内13被災市町へ延べ3,324名派遣（短期）したが、広域的かつ同時多発的な災害であったため、罹災証明書関連業務や復旧業務に従事する職員が不足し、応援派遣や独自採用等の手法による職員の確保が課題となった。また、「被災市区町村応援職員確保システム（当時）」を通じて、全国の10自治体から県内8被災市町へ延べ3,614名が派遣（短期）された。さらに、中長期職員派遣スキームを活用し、県内外の27自治体から県内6被災市へ延べ45名が派遣（中長期）された。被災地の復旧・復興を着実に進めるため、これらの業務に携わる市町村職員を引き続き確保していく必要がある。今後は、令和元年東日本台風のような広域かつ同時多発的な災害に対応するため、平成30年3月に構築された「応急対策職員派遣制度」や、令和2年度に新設された「復旧・復興技術職員派遣制度」を活用するとともに、被災市町村自らの任期付職員採用等について助言することを通じ、職員確保の支援に努める。【総務部】
- ③ 東日本大震災の対応実績、全国被災建築物応急危険度判定協議会による支援体

制、人口の推移などを考慮し目標設定数を 2,000 人に見直した。新たな目標数を確保できるよう新規資格者養成講習会の複数回開催や受講資格の見直しを行い有資格者数の増加に取り組む。【土木部】

④ 災害時応援協定を締結している建設関係事業者との連絡体制について相互に確認し、迅速に対応できるよう備えた。今後も連絡体制の相互確認を継続するとともに、更なる連携強化のため、大規模災害発生時に広域的な支援が可能となる体制の構築を図る。【土木部】

⑤ 令和元年東日本台風による災害ボランティア活動・災害ボランティアセンター運営等に関する報告会を実施（令和3年2月26日）した。今後は、災害時における連携・協力体制を確立するため、平時において関係団体等による会議等を開催し、災害時のボランティアネットワークの構築を図る。【保健福祉部】

⑥ 企業や研究機関等が行うロボットの実証試験を福島ロボットテストフィールドに誘致し、地元企業との連携を図りながら利活用促進に努めた。また、県内企業のロボット関連要素技術開発や産学連携による研究開発を支援した。今後は、開発・製造されたロボット技術の実用化や販路拡大が課題であるため、引き続き県内企業の研究開発を支援するとともに、コーディネーターによるマッチング支援やロボットフェスタふくしま等における展示・商談、情報発信などに取り組み、県産ロボットの販路拡大を支援していく。【商工労働部】

<起きてはならない最悪の事態>

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<推進方針>

- ①地域コミュニティの再生・活性化
- ②地域公共交通の確保（再掲）
- ③自助・共助の取組促進（再掲）
- ④自主防災組織等の強化（再掲）
- ⑤避難行動要支援者対策の推進（再掲）

<数値指標>

指標名	策定時	現状値 (R3.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
集落活性化のため、自主的・組織的に活動する大学生等の数	170 人 (H28 年度)	973 人	1,000 人	B
避難区域等の居住人口	約 58,000 人	約 66,900 人	増加目指す	—

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 地域内外の大学生等の力を活用して集落活性化を図るとともに、大学生等が地域づくりを学ぶ実践の場として、地域と関わるきっかけをつくり、交流継続による将来的な移住・定住につなげる取組を実施している。また、これまで、各被災市町村において復興拠点等の整備を進めてきたが、特定復興再生拠点区域の整備も進み、帰還困難区域の一部で避難指示が解除された。今後、本事業の受入集落については、市町村の協力が不可欠であり、必要とする集落に情報が届くよう、被災市町村を含め、担当者に対してより一層の周知を図る。また、事業に参加する大学生等については、「地方創生関係学部」が新設された大学、本県と就職支援協定や包括連携協定を締結している大学などに対して直接アプローチするなど掘り起こしを図る。【企画調整部】

避難解除等区域では各市町村のまちづくりが進展し、住民の帰還が少しずつ進んでいる。また、帰還困難区域においても一部の避難指示解除や特定復興再生拠点区域の整備が進んでいる。引き続き、帰還に向けた生活環境の整備などハード・ソフトの両面から取り組むとともに、移住・定住の促進など新たな活力を呼び込むための取組を進めていく必要がある。【避難地域復興局】